

50産局第215号
昭和50年6月2日

通商産業局長 殿

通商産業省産業政策局長

いわゆる互助会業者の表示方法の是正について

割賦販売法の一部を改正する法律（昭和47年法律第72号）附則第7条第1項の規定に基づき、通商産業大臣が許可又は不許可の処分を行うまでの間営業活動が認められている前払式特定取引業者（いわゆる「みなし許可業者」。以下「未許可業者」という。）が、契約約款、募集広告、パンフレット等に「通商産業省許可」等の表示を行っている事例がしばしば見受けられます。（この種の事例のうち代表的な例は（別添1）のとおり。）しかし、これらの未許可業者は、法令に定められている許可の基準に適合しているか否かの審査を未だ受けていない者であって、今後において不許可処分を受ける可能性のある者です。したがって、これらの未許可業者が行っているあたかも許可を受けているかのような「通商産業省許可」等の表示は、消費者に誤認を与える不当な表示であると考えられます。

このような観点から、当省では従来より、未許可業者に対し、この種の不当な表示を行わないよう指導してきたところではありますが、このたび中国管区行政監察局長から広島通商産業局長あて、この種の表示を行わないよう指導方要望（別添2抜粋）がありました。

つきましては、当省としては、未許可業者に対する指導を更に徹底することが

必要であると考えますので、今後この種の不当な表示は厳に行わないよう貴局管内の未許可業者に対し周知徹底及び指導方をお願いいたします。

なお、表記の件については、（別添3）のとおり産業政策局長から社団法人全国冠婚葬祭互助協会会長佐久間進あてに同趣旨の指導方を別途依頼しましたので、あわせて御連絡します。

（別添1）不当表示とみなされる代表的な表示の例

1. 通商産業省許可 ○ ○ 互助会
2. 政府許可 ○ ○ 互助会
3. 政府許可事業 ○ ○ 互助会
4. 消費者が互助会を選ぶときの判断尺度としていくつかの条件を掲げ、その条件の一つとして「通商産業省の許可を受けた互助会」としている例。

（注）許可の代りに認可、公認、登録等の用語を使用している例もある。

(別添2)

国管監二第276号
昭和50年4月23日

広島通商産業局長 殿

中国管区行政監察局長

役務の提供を目的とする前払式特定取引業者の指導監督に
関する行政監察(調査)結果の所見表示(通知)

このたび貴局所管の標記行政について監察(調査)しましたが、別紙(1)のとおり改善の必要があると思われますので、ご検討下さい。

略

(別紙(1)抜粋)

許可業者と誤認されるような表示

みなし許可業者のなかには、約款記載のパンフレットや電話帳広告に「許可」
済みと誤認されるような表示をしているものがみられる。

みなし許可業者が「通産省許可」などの表示をすることは、一般消費者に誤解
を与え、過大に信用させるおそれもあり、好ましくないと考えられるのでこの種
の表示は行わないよう指導することが望まれる。

以下略

(別添3)

50産局第215号
昭和50年6月2日

社団法人全国冠婚葬祭互助協会 殿

通商産業省産業政策局長

いわゆる互助会業者の表示方法の是正について

割賦販売法の一部を改正する法律（昭和47年法律第72号）附則第7条第1項の規定に基づき、通商産業大臣が許可又は不許可の処分を行うまでの間営業活動が認められている前払式特定取引業者（いわゆる「みなし許可業者」。以下「未許可業者」という。）が、契約約款、募集広告、パンフレット等に「通商産業省許可」等の表示を行っている事例がしばしば見受けられます。（この種の事例のうち代表的な例は（別添1）のとおり。）しかし、これらの未許可業者は、法令で定められている許可の基準に適合しているか否かの審査を未だ受けていない者であって今後において不許可処分を受ける可能性のある者です。

したがって、これらの未許可業者が行っているあたかも許可を受けているかのような「通商産業省許可」等の表示は、消費者に誤認を与える不当な表示であると考えられます。このような観点から、当省では従来より、未許可業者に対し、この種の不当な表示を行わないよう指導してきたところではありますが、このたび中国管区行政監察局長から広島通商産業局長あて、この種の表示を行わないよう指導方要望（別添2抜粋）がありました。

つきましては、当省としては、未許可業者に対する指導を更に徹底することが必要であると考えますので、今後この種の不当な表示は厳に行わないよう貴会傘下の各会員に対し周知徹底及び指導方をお願いいたします。

50公福総第257号
昭和50年6月30日

株式会社冠婚葬祭久留米互助会
代表取締役 大石 徹 殿

公正取引委員会事務局
福岡地方事務所長 本田 武 史

警 告 書

1. 公正取引委員会の調査によれば、貴社が昭和49年9月28日付朝日新聞に掲載した広告について次の事実が判明した。
 - ア. 「冠婚葬祭の互助会が政府公認事業へ」と記載しているが、かかる公認の制度はなく、割賦販売法第29条の5により通産大臣が行なう許可は前払式特定取引を行なう時の許可であって、貴社の冠婚葬祭業を許可しているものではない。
 - イ. 「別に互助会保証株式会社が設立され、この保証会社と全互助会は一種の保険に似た契約を結んでおいて、万一、互助会が倒産しても掛金は全員に対し、全額保証されることになっている」と記載しているが、割賦販売法に基づき貴社が互助会保証株式会社と契約している保証限度は前受金の合計の2分の1であって、前受金の全額が保証されるというその他の客観的な根拠があるものとも認めがたい。
2. 上記のような表示は、貴社の冠婚葬祭業の内容について実際のものより著しく優良であり、またその取引条件について実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認させ、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1号及び同第2号に違反するおそれがある。

よって今後このような表示を行なわないよう警告する。

なお、貴社が行なった是正措置については、すみやかに文書をもって当委員会に報告されたい。